（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正）

第四条　独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」の下に「及びその者の子で同日後北方地域において出生したもの」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第二条第四項に規定する交流等事業（同項第一号に掲げるものに限る。）を実施すること。

第十五条第一項中「又は第三号」を「、第二号又は第四号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
外務大臣　中曽根弘文
国土交通大臣　金子　一義

沖縄科学技術大学院大学学園法をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

法律第七十六号

沖縄科学技術大学院大学学園法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　沖縄科学技術大学院大学学園（第二条―第十三条）
第三章　雑則（第十四条―第二十二条）
第四章　罰則（第二十三条・第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

第二章　沖縄科学技術大学院大学学園

（学園の目的）

第二条　沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

（業務）

第三条　学園は、次に掲げる業務を行う。

一　沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。

二　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。

三　学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四　沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

五　科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない。

（事務所）

第四条　学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

（理事会の運営の特例）

第五条　学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる。この場合において、学園に関する同条第三項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とする。

（監事の職務の特例）

第六条　学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第四号の規定により、学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（役員等の選任の特例）

第七条　学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

2　学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。

一　科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者

二　沖縄の振興に関して優れた識見を有する者

三　大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者

3　学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるように」とあるのは、「その定数の過半数となるように」とする。

5　学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。

一　沖縄における経済又は社会の実情に精通している者

二　大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者

（補助金）

第八条　国は、予算の範囲内において、学園に対し、第三条第一項に規定する業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができる。

2　前項の規定により国が学園に対し補助する場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条までの規定の適用があるものとする。この場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、学園について、同法第十二条第一号の規定による報告の徴収若しくは質問若しくは検査、同条第二号の規定による命令又は同条第三号若しくは第四号の規定による勧告を行うことを求めることができる。

（事業計画）

第九条　学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配意されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。